

ウクライナ  
意匠規則

2006年1月11日教育科学省決議第5号により改正

目次

意匠に係る出願書類の作成及び出願に関する規則

規則1 総則

規則2 出願書類の一般要件

規則3 単一性の要件

規則4 出願書類の作成

規則5 出願の内容

規則6 特許付与を求める願書

規則7 物品の表示の組

規則8 意匠の説明書

規則9 図面，略図，チャート

規則10 出願

規則11 規則11は削除された

## 意匠に係る出願書類の作成及び出願に関する規則

### 規則 1 総則

1.1 本規則は、「意匠権の保護に関する」ウクライナ法(以下「法」という)、ウクライナ領土において1991年12月25日から有効の工業所有権の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」という)、及びウクライナ閣僚会議布告第997号により承認された知的所有権の国家部門に関する規則に従い、創出されたものであり、意匠に係るウクライナ特許付与を求める出願書類の要件を規定する。

本規則の要件は、出願人に対して強制されるものである。

#### 1.2. 用語及び略語の定義

「意匠」とは、芸術的意匠の分野における人の創作活動の成果をいう。

「出願書類」とは、特許付与のために必要とされる1組の書類をいう。

「出願人」とは、出願をしている者又は法定の他の手続により出願人の権利を取得している者をいう。

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号に基づいて改正された規則1の1.2.のインデント4)

「特許」とは、意匠に係るウクライナ特許をいう。

「代理人」とは、1994年8月10日ウクライナ閣僚会議決議第545号により実施された「知的所有権事項における代理人(特許弁護士)規則」の規定に基づいて登録された代理人又は他の被委任者をいう。

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号に基づいて改正された規則1の1.2.のインデント6)

「ICID」とは、1968年10月8日ロカルノ外交会議中に署名されたロカルノ協定に基づいて導入された意匠の国際分類をいう。

「国家部門」とは、ウクライナ教育科学省内の知的所有権の国家部門をいう。

「ウクライナ特許庁」とは、出願の処理及び審査を委嘱された所管当局である、ウクライナ教育科学省の政府機関「ウクライナ工業所有権庁」をいう。

「規則(Regulations)」とは、2004年12月23日ウクライナ閣僚会議決議第1716号に基づいて実施された知的所有権の対象の保護に係る行為に対する公定手数料の納付に関する規則をいう。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則1の1.2.のインデント10)

1.3. 意匠の主題は、工業物品の外観を決定し、かつ、審美的及び人間工学的要件を満たす形状、図形、彩色又はそれらの組合せにより構成することができる。

規則1の1.3.のインデント2は削除された。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づく)

1.3.1. 規則1の1.3.の1.3.1.は削除された。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づく)

1.3.2. 規則1の1.3.の1.3.2.は削除された。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づく)

1.3.3. 規則1の1.3.の1.3.3.は削除された。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づく)

1.4. 規則1の1.4.は削除された。

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号に基づいて改正された規則1の

1.4.は、2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて削除)

1.5. 規則1の1.5.は削除された。

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号に基づいて改正された規則1の

1.5.は2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて削除)

## 規則 2 出願書類の一般要件

- 2.1. 出願書類はウクライナ語により作成しなければならない。
- 2.2. 更に翻訳を必要とする出願書類は、原語による 1 通をそれらの翻訳文 1 通と共に提出することができる。  
意匠の説明書がウクライナ語以外によるときは、そのウクライナ語への翻訳文を出願日後 2 月以内にウクライナ特許庁へ提出しなければならない。
- 2.3. 出願書類は、公共の秩序及び良俗の原理に反する資料、他人の取得した意匠及び創造的成果に関する侮蔑的所見、並びに出願書類が本規則の要件を満たすものとしての承認に明らかに関係せず又は必要でない情報及び資料を含んではならない。  
(2003 年 11 月 11 日付けウクライナ教育科学省決議第 750 号に基づいて改正された規則 2 の 2.3.)
- 2.4. 意匠の説明書及び説明書を補足する説明資料は、標準的用語及び略語を使用し、また当該用語が脱落している場合は、科学的及び技術的文献に使用の一般的用語を使用して、作成しなければならない。一般に使用されていない用語又は略語を説明書に使用するときは、それらの意味を当該文章において最初に記述する時に説明しなければならない。
- 2.5. 用語の整合性の要件は、説明書において満たさなければならず、すなわち、同一の特徴は同一の名称を有さなければならない。

### 規則3 単一性の要件

3.1. 法第11条(3)に基づいて、出願は1意匠のみに関係しなければならないが、その変形を含むことができる(単一性の要件)。

3.2. 用語「意匠」は1物品及び1組物の双方を意味するために使用される。1組物は、異なる機能を発揮するがその組物全体としての一般的目的に使用される物品を含むときは、1意匠を構成することができる。芸術的見地から、(当該組物中の)すべての物品は、例えば、ティーセット又はダイニングセット、工具1式、家具1組の様に、共通の構成及びスタイルを有さなければならない。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則3の3.2.)

3.3. 用語「1物品」は、1物品全体、例えば自動車、及びその部品、例えばバンパー、ヘッドライト等、全体と部品の両方を指定して使用される。

3.4. 意匠の変形については、同一ICID区分の同一機能群に属し、それらの本質的特徴では類似するが取るに足らない特徴では異なり、かつ、視覚的に認識することができる物品、例えば、室内装飾織物の織り方又は色彩では異なる数個の椅子等の外観によりこれを構成することができる。

#### 規則 4 出願書類の作成

4.1. 出願書類は長期間それらを保管でき、かつ、それらを直接複製できる品質のものでなければならない。

4.2. 出願書類は、A4 版の白色紙面に印刷しなければならない。各書類は、新しい頁から始めるものとし、各書類の第 2 頁及びその後続頁にはアラビア数字で頁番号を付さなければならない。

各紙面には、片面のみに印刷し、その用紙の行は、用紙の短辺に平行に配置させなければならない。

説明書を含む紙面の最小の余白は、次の通りとする。

左端－25mm

上端－20mm

右側及び下端－20mm

図面、略図、チャートは A4 判の白色紙面に作図しなければならない。

当該紙面の最小余白は、次の通りとする。

左端－25mm

上端－25mm

右端－10mm

下端－15mm

4.3. 書類は黒色で印刷しなければならない。説明書の語句のタイプ打ちはダブル・スペースとしなければならない。

4.4. 出願書類の情報源についての文献明細には、これらの情報源が容易に見つかるように言及しなければならない。

## 規則 5 出願の内容

出願書類には次のものを含めなければならない。

特許付与を求める願書(1通)

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則5の第2段落)

物品の外観の完全な形象を創出する当該物品(当該物品自体、若しくはそのひな形又は図面)の表示を備えた写真1組を2通

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号及び2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則5の第3段落)

説明書を1通

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則5の第4段落)

(本規則9.1.の規定により必要な場合は)図面、略図、チャートを1通

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則5の第5段落)

## 規則 6 特許付与を求める願書

6.1. 特許付与を求める願書(以下「願書」という)は、本規則付録に提示された様式に従い作成しなければならない。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則6の6.1.のインデント1)

当該明細がスペース不足のため対応する欄に完全には収まらない場合は、同一様式に従い別紙に記載することができ、対応する欄には注記「別紙参照」と記載しなければならない。

6.2. 「出願人の参照番号」の欄には、出願人は出願時にこの事案に割り振られた出願についてのその者の参照番号を表示する。

(規則6は2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づく新規則6.2.により補足された)

6.3. 「出願日」の欄には出願の受領時にウクライナ特許庁が記入する。

(規則6は2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づく新規則6.3.により補足された。したがって、規則6.2.から規則6.13.まではそれぞれ規則6.4.から規則6.14.とみなす)

6.4. 願書様式の上端に位置するコード(21)、コード(22)、及びコード(51)の下の欄には出願人は記入せず、出願の国家部門への提出後に出願の明細を記入することを意図したものである。

6.5. コード(71)の下には、次のものを記載しなければならない。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則6の6.5.のインデント1)

個人については：

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則6の6.5.のインデント2)

名称(ウクライナ国民個人の姓名、及び父親の名称)並びに住所(街路名、家屋番号、アパート、集落の名称、地方、地域、郵便番号)

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則6の6.5.のインデント3)

法人については：

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則6の6.5.のインデント4)

完全名称(法定文書に従う)

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則6の6.5.のインデント5)

住所(法定文書又は法律に従いその代理で行動する団体又は個人。当該宛先は個人について本項に記載の書式により記載しなければならない)

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則6の6.5.のインデント6)

外国出願人の住居又は住所は、当該出願人により提示された書式により詳細をすべて記載しなければならない。街路、広場等の名称、並びに番号の次に使用の記号(symbol)は、ウクライナ語アルファベット文字により翻字しなければならない。翻字された語句の次には、住居



又は住所を原語により括弧に入れて記載しなければならない。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則6の6.5.のインデント7)

創作者、数人の創作者又はすべての創作者が出願人として行動するときは、それらの住所を願書様式の裏面でコード(72)の下に表示しなければならない。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則6の6.5.のインデント8)

外国出願人の名称又は完全呼称は翻字しなければならない。ウクライナ翻字の後に当該名称を原語により括弧に入れて記載しなければならない。出願人の住居の場所又は住所は(必要な場合は)、WIPO 基準 ST. 3 に従う国名コードの表示を付して原語により表示しなければならない。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則6の6.5.のインデント9)

出願人がウクライナ法人であるときは、ウクライナ企業及び団体の共通国家登録簿(CSREOU)に従うコードを表示しなければならない。出願人がウクライナ国外に居住し又は住所を有するときは、国名コードをWIPO 基準 ST. 3 に従い表示しなければならない。

出願に複数の出願人が存在するときは、前記明細は各人について個別に表示しなければならない。

6.6. 出願人が法第13条に基づいて先の出願に基づく優先権による恩典を受ける権利を有するときは、該当欄に×印で標記し、当該先の出願の出願番号及び出願日を表示しなければならない。パリ条約の締約国において出願した先の出願の明細は、コード(31)、コード(32)、コード(33)の下に記載しなければならない。コード(33)の下には、当該先の出願をした国名コードをWIPO 基準 ST. 3 の規定に従い表示しなければならない。本出願がそこから分割された先の出願の明細は、コード(62)の下に記載しなければならない。複数の先の出願が存在するときは、各出願の明細を記載しなければならない。

本意匠の変形である意匠の出願又は登録についての明細は、コード(66)の下に記載しなければならない。

追加資料が法第14条(7)の規定に基づいて本出願書類として作成された出願の明細は、コード(62)の下に記載しなければならない。

(規則6の6.6.は2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号に基づく新インデント3により補足された。したがって、第3段落は第4段落とみなす)

出願人がパリ条約の締約国の領土において開催された公式又は公認の国際博覧会での展示に使用された意匠を基礎とする優先権による恩典を受ける権利を有するときは、願書様式の該当欄に×印で標記し、当該博覧会の開会日をコード(23)の下に記載しなければならない。

6.7. コード(54)の下には、意匠の完全名称を表示し、その名称は説明書に記載の名称と同一でなければならない。

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号に基づいて改正された規則6の6.7.)

6.8. コード(98)の下には、出願人とウクライナ特許庁との間の通信の宛先及び名宛人の完全名称又は呼称を表示しなければならない。ウクライナ領土内で出願人に便利な如何なる宛先も通信に使用することができる。電話、ファクシミリ、又はその他の送信手段も(利用可能な

場合)表示しなければならない。

6.9. 出願人が代理人の役務を利用する場合は、コード(74)の下に、当該代理人又は他の被委任者の完全名称及び登録番号を表示しなければならない。

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号に基づいて改正された規則6の6.9.)

6.10. 「同封書類一覧」の欄は、該当項目に×印で標記して記入し、各書類について部数及び枚数を表示しなければならない。「その他の書類」の欄は、(若し他の書類があれば)当該書類の名称を記載しなければならない。

6.11. 出願の権利が創作者又は使用者により譲受人に移転するときは、「出願をし、かつ、特許を受ける権利の取得についての理由」の欄にある該当理由に×印で標記しなければならない。出願人が単独創作者又は全創作者であるときは、この欄に記入してはならない。

6.12. コード(72)の下には、創作者(又は複数の創作者)の明細、すなわち、名称及び住所を記載しなければならない。外国人創作者については、その者の完全名称を翻字し、原名綴りは括弧に入れて記載しなければならない。住所の代わりに、国名及びその2文字コードをWIPO基準ST.3に従い表示しなければならない。創作者が出願人であるときは、右欄にそれらの者の署名を付さなければならない。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された6.12.)

6.13. 出願人(複数もあり)が出願の明細又は特許付与の公告における名称掲載を希望しないときは、願書様式の該当欄には、その旨の陳述を記載し、それには掲載を希望しない創作者(複数もあり)が署名しなければならない。

6.14. 願書様式の最後の「出願人の署名」の欄は、全出願人が創作者であり、かつ、それらの者の署名をコード(72)の下に付した場合を除いて、必ず記入するものとする。出願人が法人であるときは、当該願書には、被委任者が署名しなければならない。当該署名には、当該署名者の有する地位の完全名称、自身の署名、頭文字及び姓を含まなければならない。当該署名には、捺印しなければならない。

出願人がその代理人に事案の処理を委任したときは、被委任者は、出願人に代わり出願書類に署名することができる。

同欄には署名日を含まなければならない。

追加資料を別紙に記載する場合は、この別紙にも同様に署名しなければならない。

## 規則 7 物品の表示の組

7.1. 物品の表示(物品自体又はそのひな形若しくは図面)の組は、当該物品の完全な形象を創出するものでなければならない。特に、立体物品の表示の組は、当該物品の概観図、正面図、左側図、右側図、背面図、上面図、底面図、及び当該物品の断片の表示等を含むことができる。

平面物品については、1表示のみを提示さえすれば十分である。

反復する形象を有する物品の表示の組は、この形象の表示を含まなければならない。

7.2. 冷蔵庫、電気掃除機、食品加工機等の変形すること(開放、折りたたみ等)ができる物品の表示の組は、この物品の変形状態での別個の表示を含まなければならない。

7.3. 物品の組(組合せ、キット)の表示の組は、当該組(キット)の概観図の表示及び当該組(キット)に含まれた各物品の重要な図の表示を含まなければならない。当該組(キット)の概観図が単一表示により技術的に表現することができないときは、当該物品の組(キット)の表示の組は、当該組(キット)の概観図の完全な形象を提示する組(キット)の断片の表示を含まなければならない。

7.4. 色彩が物品の重要な特徴の1であるときは、その表示は着色して行わなければならない。その他の場合は、物品の表示は黑白のみで行われる。

7.5. 物品の表示は鮮明かつ明確でなければならない。

物品は全体として均一な照明により、かつ、無色の背景で、原則として何らの制約なしに表示しなければならない。物品の別個の部分はその陽光側のみではなく陰影側にも明瞭に見とれるものでなければならない。

7.6. 物品の表示は、写真、及び/又は何らかの手段を使用して作成、特にコンピュータ・グラフィックスを使用して作成の他の複製の形態により作成しなければならない。それらの寸法は、30mm×30mm から 160mm×160mm までの限度内とすることができる。

7.7. 写真及びその他の複製は、A4 版白紙の紙面に糊付けし又は他の方法により貼り付ける。用紙 1 枚は物品の表示数 25 以下を含むことができる。

7.8. 物品の表示の組における各紙面には、各紙面の上端に意匠の名称を表示しなければならない。

意匠が物品の組(キット)に関係するときは、各頁に表示されている物品の名称もまた当該意匠の名称の下に、表示しなければならない。

7.9. 物品の各表示の下には、表示の数及び図の種類(「概観図」、「正面図」等)、断片の名称等を記載しなければならない。

物品の表示の数は、ドットで分離した 2 の数字から構成される。1 番目の数字は物品の変形の数に対応し、2 番目の数字は物品の図の配列数に対応する。例えば、1 番目の変形の表示は夫々 1.1, 1.2, 1.3 等と番号を付される。物品の第 10 変形の表示は夫々 10.1, 10.2, 10.3 等と番号を付される。

物品の概観図の表示は最初に番号を付され、他の図がこれに続いて番号を付される。

物品の組(キット)及びその断片の概観図の表示は、物品の表示の指定について本項に規定された順序で番号を付されなければならない。

(2003 年 11 月 11 日付けウクライナ教育科学省決議第 750 号及び 2006 年 1 月 11 日付け決議第 5 号に基づいて改正された第 7 段落)

## 規則 8 意匠の説明書

8.1 説明書は次のものを含まなければならない。

- － 意匠の名称
- － 意匠の創作者の姓及び頭文字
- － 意匠実施の目的及び分野
- － 表示、図面、略図及びチャートの一覧

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号及び2006年1月11日付け決議第5号に基づいて改正された規則8の8.1.のインデント5)

- － 意匠の内容及び実質的な特徴

規則8の8.1.のインデント7は削除された。

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号に基づく)

8.1.1. 意匠の名称はその使用について説明し、その内容を反映するものとし、かつ、可能な場合は、それはICIDの該当する表題に対応しなければならない。

意匠の名称であって、その表示が周知でないか又は新規であるものは、その実施分野、例えば、「音響複製設備のイコライザー」への言及を含まなければならない。

意匠が本規則3.4.に規定の変形を含むときは、当該名称の後には変形の数の表示を括弧に入れて表示しなければならない。特に、色彩が物品の実質的な特徴であるときは、その変形は、異なる色彩によるこの物品の具体化、例えば、「ティーセット(3変形)」により構成することができる。

8.1.2. 「意匠実施の目的及び分野」の欄は、「出願は.....のために意図され/使用される物品の外観である。」との語句で始めることが推奨される。当該文言は、更に出願された物品が使用されることになる工業的分野又は他の活動分野について開示し、かつ、その機能を表示する。

必要な場合は、この分野では当該物品が使用される対象(システム)もまた表示する。

8.1.3. 「表示、図面及び略図一覧」の欄は、番号を付された通り、出願書類に存在する表示並びに図面及び略図の一覧を記載する。

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号に基づいて改正された規則8の8.1.の8.1.3.)

8.1.4. 「意匠の内容及び実質的な特徴」の欄は、適用された物品の視覚上の形象を創作するすべての実質的な特徴の説明を含まなければならない。

8.1.4.1. 意匠の内容は、その表示に存在するその実質的な特徴により特徴付けられるものであり、それらの特徴は物品の外観並びにその審美的及び人間工学的性質を決定する。

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号に基づいて改正された規則8の8.1.の8.1.4.1.のインデント1)

個別の特徴は、物品の外観全般に影響を及ぼすときは、実質的であるとみなす。

意匠の内容の開示は、表示に示されたその実質的な特徴の当該表示(並びに利用可能な場合は、概観図の図面、人間工学的略図、チャート)への言及付きの説明から構成される。

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号及び2006年1月11日付け5号に基づいて改正された規則8の8.1.の8.1.4.1.のインデント3)

8.1.4.2. 物品の組(キット)から構成される意匠の説明書においては、それに含まれるすべての物品について記載しなければならない。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則8の8.1.の8.1.4.2.)

8.1.4.3. 意匠が変形を有するときは、主変形のすべての実質的な特徴について説明しなければならないが、他方、他の変形の開示については、各変形が主変形と異なる特徴の説明により行われる。

8.1.4.4. 冷蔵庫、たんす/キャビネット、住宅に備え付けられた装置、電話室等の変形することができる物品の場合は、実質的な特徴は、それらの外観及び当該物品の内面図を決定する特徴を含むことができる。

8.1.4.5. 色彩が意匠の実質的な特徴であるときは、当該色彩は、説明書に明確に指定しなければならない。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則8の8.1.の8.1.4.5.)

8.1.4.6. 規則8の8.1.の8.1.4.6.は削除された。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づく)

8.1.5. 規則8の8.1.の8.1.5.は削除された。

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号に基づく)

(8.2. 規則8の8.2.は2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて削除された。したがって、規則8.3.は規則8.2.とみなす)

8.2. 説明書は、特許付与の願書と同一の様式により出願人が署名しなければならない。

## 規則9 図面, 略図, チャート

9.1. 図面, 略図, チャートは, 物品の概観図又はその要素に関する全部の寸法及び寸法の割合を決定するため意匠の内容を説明するのに必要であるとき又は物品の外観の特徴等の人間工学的特徴を詳説するのに必要であるときは, 出願書類に含まれる。

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号に基づいて改正され, 2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則9の9.1.)

9.2. 図面, 略図, チャートは, 意匠の説明書において説明しなければならず, かつ, 物品の表示に適合しなければならない。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則9の9.2.)

9.3. 図面及び略図は語「図」により指定し, それに続いて該当配列番号, すなわち, 「図1」, 「図2」等が続く。図面の各紙面には意匠の名称を記載しなければならない。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則9の9.3.)

9.4. 図面及び略図は, 図面の要件に従い, すなわち, 緻密な白色の平滑な用紙上に作図し, 消すことができない黒色の明確な線及び破線を使用しなければならず, 如何なる濃淡及び彩色も付すべきでない。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則9の9.4.)

9.5. 物品(織物, 革製品, 装飾品, 物品の製造に推奨される加工品等の見本)の作製チャートについては, 当該意匠が軽工業及び繊維工業の物品に関係するときは, これを提出しなければならない。反復する模様を有する物品(じゅうたん, 織物等)の作製チャートは, この模様と同等の寸法を有さなければならない。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則9の9.5.)

## 規則 10 出願

10.1. 法第 11 条(1)に基づいて、出願は国家部門に対して行う。出願書類は願書様式に記載の上ウクライナ特許庁へ直接提出するか又はその宛先へ送付する。物品の着色表示を含まない出願書類はファクシミリにより提出し、規則 10.10. に規定通り後に原本を提出することができる。

10.2. 出願は、特許取得の意志を有し、かつ、取得する権利を有する者であって、出願書類に出願人として記載された者により、又は代理人を通じて行うことができる。特許取得の権利の何らかの書類による確認についての要件は存在しない。

10.3. 外国人又はウクライナ国外に居住し若しくは住所を有する者の代理としての出願は、ウクライナが締約国である国際的条約により別段の規定がない限り、知的所有権代理人を通じて行うことができる。

10.4. 2 人以上の出願人を有する出願は、彼らの共通代表者を通じて行うことができる。当該代表者は、特に、他の全出願人により適法に選任された出願人の 1 人になることができる。

10.5. 知的所有権事項の代理人以外の代理人は、個人又は法人とすることができる。

10.6. 代理人は付与された権限を基礎として出願に関する行動をしなければならない。代理人は自身の権限を出願人との合意に従い又は法律に基づいて他の者(復代理人)に委譲することができる。

10.7. 出願書類を代理人/復代理人を通じて提出するときは、委任状及びそれが外国語により発行されたときはそのウクライナ語への翻訳文を含まなければならない。

委任状は 1 又は複数の出願に関係することができる。委任状が複数の出願に関係するときは、各後続の出願書類には、「委任状原本は出願番号.....(該当出願番号)の出願に含まれている。」との注記を付したこの委任状の謄本を含ませなければならない。

委任状は次のものを指定しなければならない。

- この委任状を発行した者の名称
- 被代理人となる者の名称(呼称)
- この委任状を付与された者の名称(呼称)
- 当該委任状を付与された者が行わなければならない又は行う権利を有する行動
- 作成の日付

委任状には当該権限を付与した者が署名しなければならない。

ウクライナにおいて設立の法人からの委任状は捺印されなければならない。

復代理権を基礎として発行された委任状は、ウクライナ民法典第 245 条(4)により規定された場合を除き、公証されなければならない。

委任状の有効期間は、それに記載される。委任状の有効期間が不特定のときは、取り消されない限り、有効とする。

作成日付のない委任状は無効とみなされ、従って受理されないものとする。

ウクライナ国外において発行される委任状の作成手続は、当該委任状が発行される国の法律の規定を基礎とする。

10.8. 委任状を発行し後にそれを取消した者は、これについて直ちにウクライナ特許庁に通知しなければならない。当該届出の日付は、ファクシミリによる送信の届出を含め、ウクライナ特許庁による当該届出書の受領日とする。ただし、規則 10.10. の規定を満たすことを条件とする。

委任状に基づく代表権の停止は自動的に複代理権も停止する。

委任状に基づく代理権の停止の場合は、ウクライナ特許庁は、委任状原本を代理人に返却しなければならない。

10.9. 委任状を含まなければならない出願書類からこの書類が欠落しているときは、代理人は自発的に又はウクライナ特許庁の通知に応答して委任状を送付しなければならない。同時に、出願日が委任状の作成日より先のときは、代理人は委任状と共に代理人による出願の承認を確認する出願人からの陳述書又は何らか他の書類(書状、テレックス等)を提出しなければならない。

10.10. 着色表示を含まない出願書類がファクシミリにより提出された場合は、出願日はウクライナ特許庁がこの出願書類のファクシミリ写し(当日から翌日への移行時に送信された場合はその最終部分)を受領した日とする。出願書類の先のファクシミリ送信について記載した添付書状と共に当該出願書類原本は、当該ファクシミリ写しの受領の日から1月以内にウクライナ特許庁に提出しなければならない。

出願書類のファクシミリ写し又はその部分が判読できないときは、当該判読不能の部分については提出されなかったものとみなす。

出願書類がファクシミリにより、週末、休日、若しくは法定の他の非就業日、又はウクライナ特許庁での就業時間終了後に提出された場合は、出願日は送信日後の最初の就業日とする。

10.11. 出願書類は、フロッピー・ディスク又はCD-Rのその電子的写しであってウクライナ国家部門の公式ウェブサイトで利用可能な承認済みソフトウェアを使用して書式化したものを提出することができる。

10.12. 出願には規則(Regulations)の規定に基づく公定手数料の納付を必要とする。当該手数料の納付を確認する書類は出願と共に又は出願日から2月以内にウクライナ特許庁に提出しなければならない。この期間は6月以下の期間に限り延長することができる。ただし、該当申請書をこの期間の満了前に提出し、かつ、該当手数料を納付することを条件とする。

出願手数料を出願前に納付したときは、出願書類をウクライナ特許庁に次の時に提出しなければならない。

－ ウクライナ特許庁口座で手数料の受領の日後3月の満了前。ただし、出願の当日に手数料の額が改正されていないことを条件とする。

－ 改正手数料の実施の日から1月以内

手数料の納付を確認する書類は、出願を特定することができるウクライナ特許庁の銀行口座からの抄録とすることができる。出願人の参照番号がウクライナ特許庁の銀行口座の抄録から欠落しているとき、及び手数料が法定の納付期日後にウクライナ特許庁の銀行口座に振り込まれたとき、並びに手数料が規則(Regulations)の付録第3条又は第4条により規定する通貨以外の通貨により納付されたときは、出願書類は手数料計算用紙(支払指図書、現金受領証、領収書等)の印字された写しで補足されなければならない。この書類は規則(Regulations)の要件を満たすものとする。

出願人が出願手数料納付について恩典を有し、又は当該納付を免除されているときは、出願書類にはこれらの権利を確認する公証謄本を添付しなければならない。

10.13. 法第13条(1)から(4)までに基づいて優先権の恩典を得ようとする出願人は、出願日から3月以内にウクライナ特許庁へ、先の出願の出願番号及び出願日への言及を含む願書、並びにこの出願が工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国である外国において行われた



場合は当該先の出願書類の写し及びそのウクライナ語への翻訳文，又は工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国の領土において開催された公式又は公認の国際博覧会における当該意匠の展示を確認する書類を提出しなければならない。ただし，当該書類は，この博覧会の開催日を含め，当該博覧会の管理事務局により発行された当該博覧会における展示についての証明書，並びに物品の概観図の1枚の添付写真であってこの写真の裏面に当該博覧会の管理者の署名及び捺印により証明されたものとすることができる。

(2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて改正された規則10)

**規則 11 規則 11 は削除された**

(2003年11月11日付けウクライナ教育科学省決議第750号に基づいて改正された規則11は、  
2006年1月11日付けウクライナ教育科学省決議第5号に基づいて削除)